

■第4回 起業家育成講座
「あなたのやってみたいを一緒に実現させましょう」

日時 8月22日(土) 13時～16時
講師 木藤 亮太 さん

宮崎県「油津商店街」の再生に取り組み、
29の新規出店・IT企業を誘致

皆の「やりたい」が詰まった
グラフィックレコーディング



■経営塾

①第4回「企業の成長ステージ別の資金調達の仕方

～創業から事業承継までの資金調達の仕組みを
理解しましょう！～

日時 8月28日(土) 13時30分～15時

講師 熊本銀行ソリューション営業部 内田 英孝さん

②第5回「マーケティング実践講座～売上は全てを癒やす～」

日時 9月6日(金) 13時30分～15時

講師 熊本県中小企業診断士協会 井上 照教 さん

場所 ビジネスサポートセンター

商工振興課 しごと創生係 ☎32-1604

✉shokoshinkoka@city.uki.kumamoto.jp



問い合わせは
コチラ

講座
**宇城市地域活性化
人材育成塾**
「やりたいこと」で、地域を盛り上げませんか。実現のための第一歩を踏み出す方法を学べます。会話を楽しみながら、アイデアを練り上げる講座です。

日時 9月26日(土)～令和2年2月
平日 19時～21時30分
※平日のみ、全5回
※原則、全講座に参加
対象 市在住の人(主に20～40代)
定員 20人程度
会場 まちづくり観光課
まちづくり推進係
☎(32) 19006

**空き家バンクを利用した
空き家取得や改修を補助**
次の①または②、どちらかの補助金を利用できます。住宅1戸につき1回限りです。
①子育て世帯空き家取得支援事業補助金
空き家バンクを通して空き家を購入する子育て世帯を支援します。
対象 次の全てを満たす人
・同居者に年度の初日時点で18歳未満の子または子を妊娠中の人がいる世帯
・売主と3親等以内でない世帯
・5年以上宇城市に住み続ける世帯
申請期限 売買契約を締結して3カ月以内
補助率 購入金額の1/5(上限60万円)



②移住促進空き家対策事業補助金
空き家バンクを通して空き家を購入・賃貸し、空家を改修する人を支援します。
対象 次の全てを満たす人
・売主や貸主と3親等以内でない人
・1年以内に取り壊し、売却、退去をしないこと
・改修をする前に補助の決定を受けていること
申請期限 契約締結後30日以内
補助率 改修工事金額の2/3(上限60万円)
③取得借入金引き下げ
①または②の補助金を受ける場合に、条件を満たすと借入金利が一定期間下がります。
引き下げ期間 当初5年間
引き下げ率 フラット35の借入金利から年0.25%引き下げ
対象
・子育て世帯空き家取得支援事業補助金制度の利用者
・移住促進空き家対策事業補助金制度の利用者
会場 まちづくり観光課
まちづくり推進係
☎(32) 19006

自分にあった子育てを見つける「宇城市親育ち支援プログラム」 参加者募集

0～5歳までの子どもを育てる母親を支援するためのプログラムです。
それぞれが抱えている悩みや関心事をグループで話し合い、仲間と互いに助け合って子育てしていくことを学びます。テキストを使いながら子育てに必要な知識や方法を学び、参加者一人一人が「自分にあった子育て」を見つけ、自分のやり方で、安心し、自信を持って子育てしていけるようになるものです。



無料
託児あり

プログラムに参加したママの声

夫と話し合いを持つようになり
親としての方向性を決めるきっかけになりました
あまり怒らなくなったことで
お利口さんになっていることが多くなり
「ニコニコしているお母さんが大好き」と言ってくれています
話す事で気が楽になり
毎日が楽しくなりました
自分のいい所にもよくない所にも気付き
「そのままの自分でもまあいいな」と受けとめられるようになりました

事前説明会日時 8月22日(土) 10時～11時30分
プログラム本編日時 9月5日～10月24日
毎週木曜(全8回) 10時～12時
場所 不知火支所 定員 先着10人 参加費 無料
対象 0～5歳までの子を持つ市在住の母親
申込方法 子育て支援課・各支所・宇城市保健福祉センター窓口で申込書を提出
申込期限 8月23日(金)17時15分
☎ 子育て支援課 児童福祉センター係 ☎33-1118



相談
24時間 震災問題・借金・生活保護110番
困っている問題を司法書士に無料で相談できます。
日時 8月23日(金) 16時～24日(土) 16時
相談電話番号 ☎096(364)0800
相談場所 熊本県司法書士会館(熊本市中央区)
震災・借金問題については、常設の相談会も実施しています。
日時 毎週月・木曜 18時～20時
※年末年始・お盆・祝日は除く
☎096(362)3591

「子どもの人権110番」強化週間
いじめ、暴力、虐待、体罰などの子どもを巡る人権問題を相談できます。
日時 8月29日(土)～9月4日(木) 8時30分～19時
(土・日曜は10時～17時)
相談電話番号 ☎0120(007)110
同じ電話番号で相談窓口を常時開設しています。
開設日時 月・金曜 8時30分～17時15分
☎096(364)2145
熊本地方法務局 人権擁護課
☎096(364)2145
旧優生保護法による優生手術などを受けた人へ
「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」を設置し、一時金に関する相談・請求受付を行っています。
受付日時 平日 8時30分～5時15分
☎096(366)2662
☎yusei@pref.kumamoto.lg.jp